

# 官報

号外 昭和四十九年五月二十五日

## 第七十二回国 衆議院会議録 第三十五号

昭和四十九年五月二十五日(土曜日)

議事日程 第三十四号

昭和四十九年五月二十五日

午後一時開議

第一 靖国神社法案(第七十一回国会、橋本登美三郎君外九名提出)

○本日の会議に付したる案件  
日程第一 靖国神社法案(第七十一回国会、橋本登美三郎君外九名提出)

午後一時二十分開議  
○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 靖国神社法案(第七十一回国会、橋本登美三郎君外九名提出)  
○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、靖国神社法案を議題といたします。

靖国神社法案  
右の議案を提出する。

昭和四十八年四月二十七日

提出者

- |            |       |
|------------|-------|
| 橋本登美三郎     | 鈴木 善幸 |
| 徳安 實藏      | 稲葉 修  |
| 村上 勇       | 荒松清十郎 |
| 上村千一郎      | 橋本龍太郎 |
| 鯨岡 兵輔      | 根本龍太郎 |
| 賛成者        |       |
| 安倍晋太郎外二百八名 |       |

目次

- 靖国神社法
- 第一章 総則(第一条 第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条 第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条 第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条 第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条 第三十三条)

第六章 監督(第三十四条 第三十五条)  
第七章 雑則(第三十六条)  
第八章 罰則(第三十七条 第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事業をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものとして解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員)の職務及び権限

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員)の任命及び任期

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員(任期は、三年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする)の任期は、再任されることが出来る。

4 役員は、再任されることが出来る。

(役員)の欠格事項

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者  
 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることなくするまでの者  
 (役員解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。  
 二 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。  
 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
 二 職務上の義務違反があるとき。  
 三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。  
 (役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。  
 (代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。  
 (職員の任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。  
 (役員及び職員の地位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会  
 (評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。  
 二 評議員会は、十人以上の評議員で組織する。  
 三 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。  
 一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出  
 二 業務方法書  
 三 収支予算及び業務計画  
 四 第二十二條第二項の規定により認可を受けらるべき業務  
 五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更  
 六 第三十條に規定する借入金  
 七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等  
 八 その他規程で定めた事項

第四 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。  
 (評議員)  
 第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
 二 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 三 評議員は、再任されることが出来る。  
 四 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。  
 (評議員会の会費)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。  
 二 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。  
 三 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。  
 四 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
 五 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。  
 第四章 業務  
 (業務の範囲)  
 第二十二條 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。  
 一 戦没者等の名簿等を奉安すること。  
 二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。  
 三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。  
 四 その属する施設を維持管理すること。  
 五 前各号の業務に附帯する業務  
 二 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。  
 (業務方法書)  
 第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
 二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。  
 (規程)  
 第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計  
 (会計年度)

第二十五條 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
 (予算等の認可)  
 第二十六條 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。  
 (決算)  
 第二十七條 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。  
 (財産目録等)  
 第二十八條 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
 (余裕金の運用)  
 第二十九條 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得  
 二 銀行への預金又は郵便貯金  
 (借入金)  
 第三十條 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。  
 (財産の管理及び処分等)  
 第三十一條 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならぬ。  
 二 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定

ば、その議事を開き、議決することができない。  
 四 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
 五 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。  
 第四章 業務  
 (業務の範囲)  
 第二十二條 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。  
 一 戦没者等の名簿等を奉安すること。  
 二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。  
 三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。  
 四 その属する施設を維持管理すること。  
 五 前各号の業務に附帯する業務  
 二 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。  
 (業務方法書)  
 第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
 二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。  
 (規程)  
 第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計  
 (会計年度)

第二十五條 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
 (予算等の認可)  
 第二十六條 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。  
 (決算)  
 第二十七條 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。  
 (財産目録等)  
 第二十八條 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
 (余裕金の運用)  
 第二十九條 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得  
 二 銀行への預金又は郵便貯金  
 (借入金)  
 第三十條 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。  
 (財産の管理及び処分等)  
 第三十一條 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならぬ。  
 二 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定

ば、その議事を開き、議決することができない。  
 四 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
 五 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。  
 第四章 業務  
 (業務の範囲)  
 第二十二條 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。  
 一 戦没者等の名簿等を奉安すること。  
 二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。  
 三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。  
 四 その属する施設を維持管理すること。  
 五 前各号の業務に附帯する業務  
 二 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。  
 (業務方法書)  
 第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
 二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。  
 (規程)  
 第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。  
 (経費の負担等)  
 第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要する経費の一部を補助することができる。  
 (総理府令への委任)  
 第三十三條 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督  
 第三十四條 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。  
 2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)  
 第三十五條 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則  
 (大蔵大臣との協議)  
 第三十六條 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。  
 一 第二十六條、第三十條又は第三十一條第二項の規定による認可をしようとするとき。  
 二 第二十八條の規定による承認をしようとするとき。  
 三 第二十九條第一号の規定による指定をしようとするとき。  
 四 第三十三條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則  
 (罰則)  
 第三十七條 第三十五條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。  
 第三十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。  
 一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
 二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。  
 三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。  
 四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。  
 五 第三十四條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。  
 第三十九條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
 (靖国神社の設立)  
 第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。  
 2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。  
 第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な専務を処理しなければならない。  
 第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。  
 2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。  
 第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。  
 第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。  
 第七条 審議会は、総理府に置く。  
 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。  
 3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
 5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。  
 6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。  
 第八条 内閣総理大臣は、附則第六條の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五條の規定による申請について認可するものとする。  
 第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五條の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。  
 第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。  
 第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。  
 第十二條 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時において解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。  
 2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
 (経過規定)  
 第十三條 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時において宗教法人靖国神社に奉斎されていた人等は、第三條の手續を要しないで、靖国神社の成立の時において同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社といふ名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社  
審議会  
靖国神社法(昭和四十八年法律第...号)附則第七條の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社  
靖国神社法(昭和四十八年法律第...号)

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社  
靖国神社法(昭和四十八年法律第...号)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社  
靖国神社法(昭和四十八年法律第...号)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社  
靖国神社法(昭和四十八年法律第...号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団の下に、靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第...号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

理由

戦没者及び国事に殉じた人人の英靈に対する国民の尊崇の念を表明するため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔徳安實藏君登壇〕

○徳安實藏君 ただいま議題となりました靖国神社法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦没者及び国事に殉じた人々の英靈に対する国民尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的として設立される靖国神社について、所要の規定を設け、その国家護持をはかるうとするものでありまして、そのおもなる内容は、

第一に、本案において靖国神社という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみ、その名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものではない旨を明記いたしました。

第二に、戦没者及び国事に殉じた人々の範囲は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申し出に基づいて、内閣総理大臣が決定すること。

第三に、靖国神社は、特殊法人として、その事務所を東京都に置くこと。

第四に、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者

の教化育成をする等宗教的活動をしてはならないこと。

そのほか、靖国神社の組織、業務、財務及び会計、監督、設立手続、免税措置等について所要の規定を設けること。

としたしております。

本案は、前国会の昭和四十八年四月二十七日提出、同年五月三十一日本委員会に付託され、七月十九日提案理由の説明を聴取し、本国会に継続されたものでありまして、本年四月四日提案理由の説明を省略することに決し、四月十二日本委員会を開会し、修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

靖国神社法案に対する修正案(委員会修正)

靖国神社法案の一部を次のように修正する。

附則第十七条に次の一項を加える。

2 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で宗教法人靖国神社が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、特別土地保有税を課することができない。

附則第十八条中「第十六号の三」を「第十六号の四」に、「十六の四」を「十六の五」に、「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第 号」に改める。

附則第十九条及び附則第二十条中「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第 号」に改める。

附則第二十一条中「木船相互保険組合」を「水資源開発公団」に、「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第 号」に改める。

附則第二十二條及び附則第二十三條中「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第 号」に改める。

附則第二十二條及び附則第二十三條中「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第 号」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) この際、国会法第五十七条の三の規定により、本案について内閣の意見を聴取いたします。國務大臣小坂徳三郎君。

〔國務大臣小坂徳三郎君登壇〕

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの靖国神社法案については、政府としては異議はございません。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔拍手〕

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

出席國務大臣

國務大臣 小坂徳三郎君

○明詔を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

結核予防法等の一部を改正する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨二十四日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 大久保直彦君(理事大久保直彦君昨二十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 越智 伊平君 補欠 田中 覚君

藤尾 正行君

和田 貞夫君

田中 覚君

戸井田三郎君

細谷 治嘉君

和田 貞夫君

細谷 治嘉君

和田 貞夫君

大西 正男君

奥田 敬和君

村山 喜一君

山中 吾郎君

小林 政子君

正木 良明君

片岡 清一君

地崎宇三郎君

岡田 春夫君

山崎 始男君

山原健二郎君

松尾 信人君

伊東 正義君

加藤 紘一君

瓦 力君

戸井田三郎君

細谷 治嘉君

越智 伊平君

藤尾 正行君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

官報(号外)

農林水産委員

小林 正巳君	越智 通雄君
住 栄作君	田中 榮一君
高橋 千寿君	小川 平二君
天野 公義君	瓦 力君
小川 平二君	高橋 千寿君
越智 通雄君	小林 正巳君
大西 正男君	加藤 敏一君
島村 一郎君	伊東 正義君
田中 榮一君	住 栄作君

農林水産委員

補欠

島田 安夫君	竹下 登君
井上 泉君	竹村 幸雄君
竹下 登君	島田 安夫君
竹村 幸雄君	井上 泉君

農林水産委員

農林水産委員

補欠

天野 公義君	小此木彦三郎君
小川 平二君	中村 弘海君
越智 通雄君	片岡 清一君
近藤 鉄雄君	塩谷 一夫君
島村 一郎君	大石 千八君
田中 榮一君	江藤 隆美君
橋口 隆君	野中 英二君
竹村 幸雄君	井上 泉君
山崎 始男君	村山 喜一君
松尾 直人君	正木 良明君
小此木彦三郎君	天野 公義君

運輸委員

大石 千八君	島村 一郎君
片岡 清一君	越智 通雄君
野中 英二君	橋口 隆君
正木 良明君	松尾 信人君
江藤 隆美君	田中 榮一君
塩谷 一夫君	近藤 鉄雄君
中村 弘海君	小川 平二君
井上 泉君	竹村 幸雄君
村山 喜一君	山崎 始男君

運輸委員

補欠

國場 幸昌君	越智 伊平君
綿貫 民輔君	藤尾 正行君
越智 伊平君	國場 幸昌君
藤尾 正行君	綿貫 民輔君

建設委員

建設委員

補欠

予算委員

浜田 幸一君	稲村 利幸君
稲村 利幸君	浜田 幸一君

予算委員

補欠

岡田 春夫君	山中 吾郎君
松本 善明君	小林 政子君
小林 政子君	田代 文久君
山中 吾郎君	岡田 春夫君
田代 文久君	松本 善明君

決算委員

議院運営委員

田代 文久君	津川 武一君
津川 武一君	田代 文久君

議院運営委員

議院運営委員

補欠

竹下 登君	中村 弘海君
中山 正暉君	浜田 幸一君
大久保直彦君	広沢 直樹君
西岡 武夫君	愛野興一郎君
浜田 幸一君	野田 毅君
小川 省吾君	河上 民雄君
齊藤 正男君	神門至馬夫君
愛野興一郎君	西岡 武夫君
中村 弘海君	竹下 登君
野田 毅君	中山 正暉君
河上 民雄君	小川 省吾君
神門至馬夫君	齊藤 正男君
広沢 直樹君	大久保直彦君

特別委員

特別委員

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)  
一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

公害対策並びに環境保全特別委員

補欠

染谷 誠君	野中 英二君
松本 十郎君	山崎 拓君
野中 英二君	染谷 誠君
山崎 拓君	松本 十郎君

(議案送付)

一、昨二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

内閣法の一部を改正する法律案

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

優生保護法の一部を改正する法律案

国土総合開発庁設置法案

発電用施設周辺地域整備法案

一、昨二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

電源開発促進税法

電源開発促進特別会計法案

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

(建設委員長提出)

内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出)

(議案通知)

一、昨二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

結核予防法等の一部を改正する法律案  
大気汚染防止法の一部を改正する法律案

靖国神社法案(橋本登美三郎君外九名提出、  
第七十一回国会衆議院第三二二号)に関する報  
告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊  
に対する国民尊崇の念を表わすため、その遺徳  
をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀  
式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えるこ  
とを目的として設立される靖国神社について、  
所要の規定を設け、その国家護持を図らうとす  
るものであつて、その主なる内容は、次のとお  
りである。

(一) 総則

1 名称

本案において靖国神社という名称を用い  
ているけれども、それは靖国神社の創建の  
由来にかんがみその名称を踏襲したのであ  
つて、靖国神社を宗教団体とする趣旨では  
ない旨を明記したこと。

2 戦没者等の決定

戦没者及び国事に殉じた者(以下「戦没者  
等」という。)は、政令で定める基準に従い、  
靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣  
が決定すること。

3 法人格及び事務所

靖国神社は、特殊法人とし、その事務所  
を東京都に置くこと。

4 非宗教性

靖国神社は、特定の教義をもち、信者の  
教化育成をする等宗教的活動をしてはなら  
ないこと。

(二) 組織等

1 役員

靖国神社の役員は、理事長、理事(五人  
以内)及び監事(二人以内)とし、理事長及  
び監事は内閣総理大臣が、理事は内閣総理  
大臣の認可を受けて理事長が任命し、その  
任期は、それぞれ三年とすること。

2 評議員会

靖国神社に、重要事項についての諮問機  
関として、十人以上からなる評議員会を置  
くものとし、評議員は戦没者等の遺族及び  
学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命  
し、その任期は、三年とすること。

(三) 業務

1 業務の範囲

靖国神社は、その目的達成のため、創建  
以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行  
なうものとする。

- (1) 戦没者等の名簿等を奉安すること。
- (2) 戦没者等についてその遺徳をしのび、  
これを慰めるための儀式行事を行なうこ  
と。

と。

- (3) 戦没者等についてその事績をたたえ、  
これに感謝するための儀式行事を行なう  
こと。
- (4) その属する施設を維持管理すること。
- (5) 右の(1)から(4)までの業務に附帯する業  
務
- (6) 以上のほか、内閣総理大臣の認可を受  
けて、その目的達成のために必要な業務  
を行なうこと。

2 業務方法書等

靖国神社は、業務方法書を作成して内閣  
総理大臣の認可を受けなければならないも  
のとし、また、業務の運営及び執行に関  
し、内閣総理大臣の承認を受けて規程を定  
めることができること。

(四) 財務及び会計

1 予算等

靖国神社は、毎会計年度開始前に、当該  
会計年度の収支予算及び業務計画を作成  
し、内閣総理大臣の認可を受けなければな  
らないものとする。

2 決算

靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作  
成し、これに決算報告書を添付して、内閣  
総理大臣の承認を受けなければならないも  
のとする。

3 財産の管理等

靖国神社の財産は、特殊財産、基本財産  
及び普通財産に区分して管理するものと  
し、総理府令で定める重要財産の譲渡等  
については、内閣総理大臣の認可を受け  
なければならないものとする。

- (1) 国は、(1)から(5)までの業務に要す  
る経費の一部を負担するものとし、(2)の  
(6)の業務に要する経費についてはその一  
部を補助することができるものとするこ  
と。
- (2) 地方公共団体は、(2)の業務に要する経  
費の一部を補助することができるものと  
すること。

4 経費の負担等

靖国神社は、内閣総理大臣が監督するもの  
とし、内閣総理大臣は、必要があると認める  
ときは、靖国神社に対して、その業務に関し  
監督上必要な命令をすることができる。

(六) 設立手続

1 靖国神社の設立事務は、理事長及び理事  
となるべき者として指名された者が処理す  
るものとする。

2 靖国神社の設立の手続は、宗教法人靖国  
神社から、自発的に、一切の権利及び義務  
の承継の申出があつて、始めて行なわれる  
ものとする。

3 理事長及び理事となるべき者として指名

靖国神社は、毎会計年度開始前に、当該  
会計年度の収支予算及び業務計画を作成  
し、内閣総理大臣の認可を受けなければな  
らないものとする。

靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作  
成し、これに決算報告書を添付して、内閣  
総理大臣の承認を受けなければならないも  
のとする。

靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作  
成し、これに決算報告書を添付して、内閣  
総理大臣の承認を受けなければならないも  
のとする。

靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作  
成し、これに決算報告書を添付して、内閣  
総理大臣の承認を受けなければならないも  
のとする。

された者は、右の2の申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣にその認可を申請すること。

4 右の3の認可の申請があつたときは、靖国神社の儀式行事等の大綱について、内閣総理大臣は、靖国神社審議会に諮問して、これを決定すること。

5 靖国神社審議会は、総理府に置き、内閣総理大臣が任命する委員十二人以内で組織すること。

6 靖国神社は、設立登記によつて成立し、その成立の時に宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継し、宗教法人靖国神社は解散するものとする。

7 宗教法人靖国神社が解散した時において同神社に奉斎されていた人人は、新たな戦没者等の決定の手續を要しないで、靖国神社の戦没者等とすること。

その他  
所得税、法人税、印紙税、登録免許税、地方税等について、免税措置を講ずること。

(イ) 施行期日  
本法は、公布の日から施行すること。  
二 議案の修正議決理由

本案は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝える

ことを目的とする靖国神社を設けようとするもので、妥当な措置と認めるが、附則については、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。  
右報告する。

昭和四十九年四月十二日  
内閣委員長 徳安 實藏  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

靖国神社法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条―第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条―第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条―第二十四条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条―第三十三条)
- 第六章 監督(第三十四条・第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条)
- 第八章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則  
第一章 総則

(目的)  
第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人

人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。  
(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にのみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。  
(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。  
(法人格)  
第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)  
第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。  
(事務所)  
第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)  
第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。  
2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)  
第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。  
(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。  
第二章 役員及び職員

(役員)  
第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。  
(役員職務及び権限)  
第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。  
3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。  
(役員任期)  
第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任



命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに不適しと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

うとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(職員の任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定につい

ての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けらるべき業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に依り、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに不適しと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなけ

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(規程)

第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に關し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産目録等)

第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完

結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くはか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)

第三十条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところ

により、予算の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に對してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雜則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)  
第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可

又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることが出来る。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六條の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五條の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五條の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二條 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時ににおいて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時において解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第十三條 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時において宗教法人靖国神社に奉斎されていた人は、第三條の手續を要しないで、靖国神社の成立の時に同条により決定された職役者等とする。

第十四條 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八條の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五條 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五條の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日に始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六條 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六條中「当該会計年度の開始前」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七條 附則第十二條第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第十二條第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で宗教法人靖国神社が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、特別土地保有税を課することができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることが出来る。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六條の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五條の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五條の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二條 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時ににおいて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時において解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第十三條 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時において宗教法人靖国神社に奉斎されていた人は、第三條の手續を要しないで、靖国神社の成立の時に同条により決定された職役者等とする。

第十四條 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八條の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五條 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五條の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日に始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六條 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六條中「当該会計年度の開始前」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七條 附則第十二條第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第十二條第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で宗教法人靖国神社が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、特別土地保有税を課することができない。

昭和四十九年五月二十五日 衆議院會議録第三十五号 議案に関する報告書

(他の法律の一部改正)

第十八条 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四<sup>五</sup> 靖国神社に關すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策會議の項の次に次のように加える。

靖国神社 審議會	靖国神社法(昭和四十八年法律第九号)附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------	--

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第九号)
------	--------------------

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第九号)
------	--------------------

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中木船相互保險組合の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第九号)
------	--------------------

第二十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第九号)
------	--------------------

第二十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第七十二條の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第九号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六條第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円  
(送料別)

發行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(交代)